

バリアフリー基本構想に係る
交通安全特定事業計画

- JR安芸矢口駅周辺地区交通安全特定事業計画

平成29年6月
広島県公安委員会

J R安芸矢口駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、J R安芸矢口駅及びJ R下深川駅周辺地区バリアフリー基本構想に即して、J R安芸矢口駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

- (1) J R安芸矢口駅から広島市安佐北区口田1丁目15番北西角先までについての道路の区間（市道安佐北2区943号線。以下「区間¹」という）
- (2) 広島市安佐北区口田1丁目21番西角先から広島市安佐北区口田1丁目7番2号先（矢口三差路交差点）までについての道路の区間（一般県道矢口安古市線。以下「区間²」という）
- (3) 広島市安佐北区口田南7丁目10番矢口バス停先から広島市安佐北区口田南7丁目12番20号先（矢口（南）交差点）までについての道路の区間（主要地方道広島三次線。以下「区間³」という）

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

- (1) 区間³
 - ア 実施事業内容
矢口三差路交差点における視覚障害者用付加装置の設置
 - イ 実施予定期間
平成32年度末まで
- (2) 区間¹、区間²及び区間³
 - ア 実施事業内容
 - (ア) 歩道・視覚障害者誘導用ブロック上及び横断歩道・バス停留所付近等における違法駐車取締り
 - (イ) 違法駐車行為の防止のための広報活動・啓発活動の実施
 - イ 実施予定期間
随時

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- (1) 高齢者、障害者、地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては、高齢者・障害者団体等の代表者、地域住民及びその他道路利用者等の意見聴取に努める。

(2) 関係機関との連携の強化

広島市と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の取締り，広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して，重点的かつ計画的に実施する。

(4) 更なる事業の実施

前記2(1)の事業のみならず，他の交差点への視覚障害者用付加装置の設置などについて，必要性を考慮し実施を検討する。